

## 鳥取県告示第549号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の4（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - （1）立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - （2）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）